

8. 関係運用内規等

本冊子の中で引用している自家用電気工作物に係る告示、内規、解釈は以下のとおりですので、申請や保安管理業務の参考として下さい。

また、これらは運用や解釈の変更が行われる場合がありますので、当支部ホームページ等で定期的に変更されていないかご確認ください。

- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（84ページ）
- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）4.（4）③イ 括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について（96ページ）
- ・平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）（98ページ）
- ・電気主任技術者制度に関するQ&A（102ページ）
- ・移動用電気工作物の取扱いについて（116ページ）
- ・ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（118ページ）

○以下経済産業省のホームページにて掲載しておりますので適宜ご確認ください。

- ・使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈
- ・使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
- ・公害防止関係資料の様式例について

改正	20130107商局第2号 平成25年1月28日
改正	20130619商局第1号 平成25年6月28日
改正	20130920商局第1号 平成25年9月27日
改正	20140320商局第1号 平成26年3月31日
改正	20140324商局第1号 平成26年3月31日
改正	20140925商局第2号 平成26年9月30日
改正	20150406商局第5号 平成27年4月23日
改正	20160301商局第1号 平成28年3月22日
改正	20160330商局第2号 平成28年4月1日
改正	20161005商局第2号 平成28年10月25日
改正	20161208商局第1号 平成28年12月26日
改正	20170809保局第2号 平成29年8月24日

主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)

電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、法第43条第4項の職務、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。

なお、当該規定の解釈はこの内規に限定されるのではなく、法及び規則に照らして十分な保安水準の確保ができる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断する。

記

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。
 - (1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者(以下1.において「設置者」という。)又はその役員若しくは従業員でなければならぬ。ただし、家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。
 - ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者であって、選任する事業場に常時勤務する者(規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。)。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。
 - イ 設置者は、家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - ロ 家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - ハ 主任技術者として選任する者は、家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
 - ② 設置者から家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者(以下「受託者」という。)又はその役員若しくは従業員であって、選任する事業場に常時勤務する者(規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。)。ただし、当該委託契約において、(1)①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。
- (2) (1)②の受託者が、当該家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家

用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかなる場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、（1）の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、（1）中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第4項ただし書の承認についても、同様とする。

(3) 発電事業者がその発電事業の用に供する電気工作物であって、当該発電事業者と異なる者（以下（3）において「設備運用者等」という。）がその工事、維持及び運用を行うものについては、当該発電事業者及び設備運用者等が連名で主任技術者の選任を行うものとする。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても、発電事業者と設備運用者等の責任分担を明確化した上で、当該発電事業者と設備運用者等の連名により定めるものとする。

(4) 一般送配電事業者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第4項第4号の発電事業者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に取り扱う。

(5) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下（5）において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合においては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合には、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、法42条に基づく保安規程についても同様に取り扱うこととし、別の法人として改組する場合においては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。

1の2. 法第43条第4項の職務については、次のとおり解釈する。

法第43条第4項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務には、その保安の監督に係る電気工作物のうち、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）（20161005商局第1号。以下「PCB管理標準実施要領」という。）」II. 2.（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを主任技術者自ら確認すること、又は法第43条第5項の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認したことを主任技術者が確認することを含むものとする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。以下に掲げる設備又は事業場のみを直接統括する事業場

- (イ) 出力500キロワット未満の発電所（ホ）に掲げるものを除く。）
 - (ロ) 電圧10,000ボルト未満の変電所
 - (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（ホ）に掲げるものを除く。）
 - (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路又は配電線路を管理する事業場
 - (ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備
- ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場
- (イ) 出力500キロワット未満の発電所（ホ）に掲げるものを除く。）
 - (ロ) 電圧10,000ボルト未満の変電所
 - (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（ホ）に掲げるものを除く。）
 - (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路
 - (ホ) 非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（ハ）に掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

ヘ 最大電力100キロワット未満（非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満）の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(イ) 電気工事士法第3条第2項に規定する第2種電気工事士

(ロ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設で電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む。）に関する科目を修めて卒業した者

ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者、又はへに規定する場合にあつては、へ（イ）若しくは（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要

件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① ダム水路主任技術者を選任しようとする事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 出力500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力500キロワット未満のものである事業場

ロ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（ダムの基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満の水路式発電所（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格B 0119（2009）において定められた水路式発電所をいう。）（以下単に「水路式発電所」という。）に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場

② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において土木学の課程を修めて卒業した者

(ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定に基づき行われる技術者試験の第一次試験であつてその技術部門が建設部門であるものに合格した者

(ハ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術者試験の第二次試験であつてその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者

(ニ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であつてその種目が土木施工管理であるものに合格した者

(ホ) (ロ) から (ニ) までに掲げる者のほか、(イ) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げる者のほか、土木技術に関し相当の知識及び技能を有すると認められる者

ロ 出力100キロワット以上500キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット以上500キロワット未満のものである事業場に係る場合は、イ(イ) から(ホ) までに掲げる要件のいずれかに該当する者

ハ 出力500キロワット以上2,000キロワット以下の水力発電所（水路式発電所に限る。）の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所（水路式発電所に限る。）が出力500キロワット以上2,000キロワット以下のものである事業場に係る場合は、イ(イ) から(ホ) までに掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、次に掲げるいずれの要件にも適合する講習（以下「ダム水路主任技術者講習」という。）の課程を修了した者

(イ) 講習を実施する者は、以下の要件を全て満たしていること。

(a) 電力・土木技術等に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人

(b) 法又は法に基づき処分に関連し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が、役員にいない法人

(ロ) 講習を実施する者は、講習を行う前に、講習の日程、実施場所並びに(ハ)及び(ニ)に掲げる要件を満たす講習である旨を公示すること。

(ハ) 次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うこと。

科目	範囲	講習時間
水力発電設備の保安に関する法令	一 水力発電設備の安全規制の概要 二 ダム水路主任技術者制度の概要 三 電気関係報告規則について	30分
水力発電の仕組み、技術基準	一 水力発電の仕組み 二 発電用電力設備に関する技術基準を定める省令、発電用電力設備の技術基準の解釈について	1時間30分
水文・気象	一 水文・気象と防災 二 水理学基礎	4時間
コンクリート構造物（ダム、導水路等）	一 設計、解析（耐震設計を含む。） 二 ダム挙動の把握と漏水管理 三 点検、計測、診断	2時間
鋼構造物（水門、ゲート、水圧鉄管等）	一 設計、解析（振動解析を含む。） 二 ゲート操作、バルブ操作 三 点検、計測、診断	2時間
水力発電所の設計、演習	一 水力設備の設計 二 設計演習	3時間
ダム水路主任技術者の保安監督業務	一 巡視・点検及び検査の方法 二 不良箇所の発見と処置 三 記録と経年監視 四 災害・事故の対応	1時間
現地実習	一 巡視・点検及び検査の方法 二 不良箇所の発見と処置 三 水力設備の計測、診断	3時間

(ニ) 第1種ダム水路主任技術者若しくは第2種ダム水路主任技術者の免状の交付を受けている者又は電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者が講師であること。

(ホ) 講習を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、講師名、受講期日及びダム水路主任技術者講習を修了した旨が記載された修了証（例えば、様式例によるものとする。）を発行すること。

(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。）

(ホ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であつてその技術部門が機械部門であるものに合格した者

(ヘ) イ(ロ)(b)に掲げる者であつて、出力2000キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(ト) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第2号ロの2級海技士(機関)若しくは同号ハの3級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者又はボイラー及び圧力容器安全規則第97条第3号の2級ボイラー技士免許を受けている者であつて、出力2000キロワット以上かつ圧力1,000キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

(チ) (イ)から(ト)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ニ 圧力2,940キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は火力発電所を直接統括する事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) ハに掲げる者(ト)及び(チ)に掲げる者を除く。)であつて、圧力1,470キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

ホ 圧力5,880キロパスカル未満の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者

(ロ) ニに掲げる者であつて圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して2年以上従事した者

ヘ 圧力5,880キロパスカル以上の火力発電所若しくは燃料電池発電所又は当該発電所の設置の工事のための事業場に係る場合は、ホに掲げる者であつて、圧力2,450キロパスカル以上の火力発電所又は燃料電池発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して3年以上従事した者

3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備(以下「事業場等」という。)に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場(以下3.において「被統括事業場」という。)を直接統括する事業場(以下3.において「統括事業場」という。)のうち、自家用電気工作物であつて電圧170,000ボルト未満で連系する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとす

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上(風力発電所であつて、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。)となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織(以下3.において「保安組織」という。)が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員(以下3.において「設置者等」という。)のの中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。なお、常時監視するにあつては、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者(以下3.において「統括電気主任技術者」という。)に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要ときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括電気主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 被統括事業場の種類に応じて、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括電気主任技術者の職務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

ハ 統括電気主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

(2) 自家用電気工作物である水力発電所の統括事業場へのダム水路主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、

① 保安業務従事者は規則第52条第2項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下本項において「法人」という。）の役員又は従業員であること。

② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。

④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者から的確に行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当から指示を受けて点検する事業場については、平成15年経済産業省告示第249号第3条第3項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

（法人の保安業務担当者等の明確化）

（3）規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

（太陽電池発電所専用の受変電設備の点検）

（4）規則第53条第2項第5号で定める点検について、平成15年経済産業省告示第249号第4条第4号の3の「太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるとき」とは、次の①及び②に掲げる要件に適合する場合とする。

① 太陽電池発電所が、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第46条第1項に掲げる発電所に該当しないものであって、電気設備の技術基準の解釈第47条第5項第2号又は第3号に該当するものであること。

② 太陽電池発電所の設置者が、電気設備の技術基準の解釈第47条第1項第3号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者又は保安業務担当者等（以下「電気管理技術者等」という。）に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常

統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下3.において「統括ダム水路主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括ダム水路主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であって、かつ、統括事業場から2時間以内に到達できることにあること。

ハ 統括ダム水路主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括ダム水路主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

（個人事業者の兼業等）

（1）規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。

（法人のマネジメントシステム）

（2）規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

に対応することができるようにする体制を有すること。
(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる自家用電気工作物であって、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備が特殊であるため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物 (例えば、次のいずれかに該当する自家用電気工作物)

(a) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器 (医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器 (密閉型防塵構造機器等)

(ロ) 設置場所が特殊であるため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物 (例えば、次のいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(a) 立入に危険を伴う場所 (酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)

(b) 情報管理のため立入が制限される場所 (機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所 (手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)

(d) 機密管理のため立入が制限される場所 (独居房等)

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所 (密閉場所等)

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録 (当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。) を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中 (以下単に「工事期間中」という。) の点検、月次点検 (規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であったり、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。) 及び年次点検 (主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。) を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあるかと判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

(a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

(b) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否

(c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

(d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

(a) 引込設備 (区分閉閉器、引込線、支持物、ケーブル等)

(b) 受電設備 (断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷閉閉器、変圧器、コンデンサ及びびリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)

(c) 受電盤・配電盤

(d) 接地工事の施設状況 (接地線、保護管等)

(e) 構造物 (受電室建物、キュービクル式受電設備・変電設備の金属製外箱等)

・配電設備

(f) 発電設備 (原動機、発電機、始動装置等)

(g) 蓄電池設備

(h) 負荷設備 (配線、配線器具、低圧機器等)

ロ (イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該(イ)及び(ロ)に定める測定を行う。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定

ハ イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、ロと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行

う点検を3年に1回以上とすることができ。）

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(ヘ) 変圧器、電力用コンデンサ一、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、閉閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFFケープルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④ 工事期間中は、②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限值は50ミリアンペアとする。))以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合をいう。以下同じ。)に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれがある旨の連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故又は故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故又は故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 電気関係係告規則(昭和40年通商産業省令第54号)(以下「報告規則」という。)に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者(設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあっては2.(1)②イからホまでに掲げる者と同等級以上の知識及び技能を有する者)が選任されていることとする。

(事業場への到達時間)

(7) 規則第53条第2項第6号の「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(8) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。))又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(以下「離島」という。))に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)

(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあつては、住居部分(その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(5)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1回)以上の頻度で行うこととする。

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備(以下「当該燃料電池発電設備」という。)の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、(5)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合)は1年に1回)以上の頻度で行うこととする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者(以下「機器販売事業者等」という。))による整備記録の確認も併せて行うこと。

① 当該燃料電池発電設備及び当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分の分電盤に、漏電遮断器が設置されていること。

② 当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。

③ 設置者と機器販売事業者等との契約により、当該燃料電池発電設備の保守が実施され、その点検結果等が整備記録に記載されていること。

④ 各住居部分の当該燃料電池発電設備が、出力十キロワット未満であること。

⑤ 設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、③の整備記録が適切に保管されていること。

⑥ 当該燃料電池発電設備が、保安に影響する設備の異常を検知した場合及び機器販売事業者等による設備の整備周期を超えた場合には自動停止するものであり、かつ、機器販売事業者等の確認の後に運転が再開されること。ただし、停電や電力の過剰使用等によって遮断器が動作した場合等においては、当該燃料電池発電設備の運転の再開を居住者自らが行うことを妨げるものではない。

5. 規則第52条第3項の承認は、次の基準により行うものとする。

(承認の対象となる水力発電所)

(1) 水力発電所に係る規則第52条第3項の承認は、水路式発電所(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格B0119(2009)において定められた水路式発電所をいう。)であつて、かつ、ダム基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものについて行うものとする。

(個人事業者の兼業等)

(2) 規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。

(法人のマネジメントシステム)

(3) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあつては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

① 保安業務従事者は規則第52条第3項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人(以下本項において「法人」という。)の役員又は従業員であること。

② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。

③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務(電気工作物の保安に関するものを除く。)を兼務しないこと。

④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となつていないこと。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になつていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなつていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏つて点検を行わせることとなつていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当から指示を受けて点検する事業場については、告示の値を当該保安業務担当から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当から点検の指示を受けないこと。

(法人の保安業務担当者等の明確化)

(4) 規則第53条第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨

が記載されており、かつ、保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる全ての基本原則に従つて行うこと。

イ ダム水路管理技術者又は保安業務担当者等(以下「ダム水路管理技術者等」という。))が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記されたダム水路管理技術者等であることを確認する。このため、ダム水路管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記載されたダム水路管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果としてダム水路管理技術者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施したダム水路管理技術者等の氏名を含む。)を確認及び保存する。

ニ ダム水路管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事期間中の点検、月次点検及び年次点検(主として発電設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。)を行う。

ホ ダム水路管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検、年次点検、6ヵ年点検、不定期点検又は臨時点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従つて行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

- (a) 水力設備の亀裂、変形、腐食、摩耗及び劣化等の状況
- (b) 水力設備等の漏水及び湧水等の異常の有無
- (c) 水力設備の損傷等を引き起こすおそれのある事象として周辺地山の崩壊及び崩壊のおそれの有無

(ロ) 対象設備等

- (a) ダム
- (b) 取水口、取水ゲート
- (c) 沈砂池
- (d) 除塵機、スクリーン
- (e) 導水路
- (f) 水槽
- (g) 水圧鉄管
- (h) 水車
- (i) 周辺地山

(j) (a) ~ (h) に付属する測定装置及び警報装置並びに (i) の状況を監視するための装置

ロ 上記②イの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、ダム水路管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。

ロ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) ダムの可動堰、取水ゲート等の可動部が正常に動作すること。

(ロ) 取水ゲートを閉めることにより、発電用水が遮水され、水車及び発電機が正常に停止すること(入口弁が正常に閉止することを含む。)

④ 6カ年点検として、露出した水圧鉄管の板厚測定を6年に1回以上行うこと。

⑤ 不定期点検として、露出した水圧鉄管の振動測定を必要に応じ行うこと。

⑥ 臨時点検として、台風、豪雨、地震、雪等の発生後の水力設備の点検を必要に応じ行うこと。

⑦ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑧ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、ダム水路管理技術者等が、現状の確認、取水停止等に関する指示を行う。

ロ ダム水路管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、ダム水路管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、ダム水路管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(連絡責任者の選任)

(6) 規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第3項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者が選任されることとする。

(事業場への到達時間)

(7) 規則第53条第2項第6号中の「遅滞なく到達」とは、水力発電所が同一水系又は近傍水系にあり、かつ、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(8) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域、離島振興対策実施地域又は離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以

上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場(この②において「申請事業場」という。)が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場(この二において「原事業場」という。)と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者(この二において「両設置者」という。)が次に掲げる要件の全てを満たすもの

(イ) 両設置者間において締結されている1.(1)①又は②の契約等において、規則第53条第2項第5号に規定された事項(点検頻度に関するものを除く。)に準じた事項が定められていること。

(ロ) (イ)に定める事項を、当該申請事業場及び当該原事業場に勤務する従業員その他の関係者に対し周知していること。

(ハ) 保安規程において、(イ)に定める協定を遵守する旨を定めていること。

③ 兼任させようとする者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする者が兼任する水力発電所が次のいずれかに該当すること。

イ 既に選任されている水力発電所と同一の設置者が設置した水力発電所

ロ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社又は子会社が設置した水力発電所

ハ 既に選任されている水力発電所の設置者の親会社の子会社が設置した水力発電所

② 兼任させようとする者が、第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

③ 兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあり、かつ、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

④ 兼任させようとする者が兼任する水力発電所には、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な連絡体制が整備されていること。

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

① 兼任させようとする者が兼任する事業場が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場を設置する者の親会社の子会社である者の事業場

② 兼任させようとする事業場又は設備は2以下とすること。ただし、兼任させようとする事業場又は設備が既に選任されているもの又は隣接する構内にある場合は、この限りでない。

③ 兼任させようとする者が、第1種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 兼任させようとする事業場は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場から30分以内に到達できるところにあること。ただし、申請に係る者が兼任する事業場の発電設備が休止中(事業場内の全ての発電設備が運転を停止し、かつ、事業場内に発電のための燃料が残されていない状態をいう。⑤において同じ。)であつて、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、2時間以内に到達できるところにあればよいものとする。

⑤ 兼任させようとする者が兼任する事業場には、発電設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための体制が整備されているとともに、必要な事項をボイラー・タービン主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。ただし、兼任させようとする者が兼任する事業場の発電設備が休止中であつて、運転再開を目的とする工事、点検等が開始されるまでの期間については、この限りでない。

(4) 1. (3) から(5)における規則第52条第4項ただし書の承認については、(1) から(3)の規定を準用する。

附 則(20130107商局第2号)

この規程は、平成25年1月28日から施行する。

なお、平成17年3月28日付け「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(平成17・03・22原院第1号)は、平成25年1月27日限り廃止する。

附 則(20130619商局第1号)

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則(20130920商局第1号)

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附 則(20140320商局第1号)

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

附 則(20140324商局第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(20140925商局第2号)

この規程は、平成26年9月30日から施行する。

附 則(20150406商局第5号)

この規程は、平成27年4月23日から施行する。

附 則(20160301商局第1号)

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(20160330商局第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(20161005商局第2号)

1. この規程は、公布の日から施行する。ただし、4.(5)③(へ)の規定は、平成28年12月1日から施行する。

2. 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に有効な保安管理業務の委託契約については、4.(5)③(へ)の規定は、なお従前の例による。

附 則(20161208商局第1号)

この規程は、平成28年12月26日から施行する。

附 則(20170809保局第2号)

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

ダム水路主任技術者講習修了証

ふりがな 受講者氏名		生年 月 日	年 月 日生
(TEL.)			
現住所		名称 (TEL.)	
他に連絡先がある 場合その名称及び 所在地		住所	
科目	範囲	講師の氏名 (要件)	受講期日
水力発電設備の保 安に関する法令	1. 水力発電設備の安全規制の概要 2. ダム水路主任技術者制度の概要 3. 電気関係報告規則について		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水力発電所の仕組 み・技術基準	1. 水力発電の仕組み 2. 発電用水力設備に関する技術基準を定め る省令、発電用水力設備の技術基準の解釈		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水文・気象	1. 水文・気象と防災 2. 水理学基礎		年 月 日 時 分 ～ (時間)
コンクリート構造 物(ダム、導水路 等)	1. 設計、解析(耐震設計を含む。) 2. ダム挙動の把握と漏水管理 3. 点検、計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)
鋼構造物(水門、 ゲート、水圧鉄管 等)	1. 設計、解析(振動解析を含む。) 2. ゲート操作、バルブ操作 3. 点検、計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)
水力発電所の設計 、演習、	1. 水力設備の設計 2. 設計演習		年 月 日 時 分 ～ (時間)
ダム水路主任技術 者の保安 監督業務	1. 巡視、点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 記録と発生監視 4. 災害・事故の対応		年 月 日 時 分 ～ (時間)
現地実習	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 3. 水力設備の計測、診断		年 月 日 時 分 ～ (時間)

上記の者は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規) 2. (2) ②ハに基づく講習を修了したことを証明
します。

年 月 日

証明者

(TEL.)

所在地

名称及び

印

代表者の氏名

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署
名は必ず本人が自署すること。
3 講師の要件については、交付を受けたダム水路主任技術者免状の1種若しくは2種、又は電気工
作物検査官の職にあり若しくはあった者の別を記載すること。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について

平成25年9月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

現在、電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により、一定規模の自家用電気工作物について一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる（外部委託承認制度）。その承認要件のひとつとして、年次点検に係る要件を次のとおり規定している。

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）
4.（4）③年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。
イ 1年に1回以上行う。（ただし、信頼性が高く、かつ、下記④ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。）
ロ 次の（イ）から（ホ）までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。
（イ） 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
（ロ） 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。
（ハ） 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
（ニ） 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
（ホ） 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

ここで、年次点検については原則として1年に1回、停電により設備を停止状態にして行う点検（以下「停電点検」という。）の実施を定めているが、内規4.（4）イただし書に規定する機器については、停電点検を3年に1回以上の頻度で実施することができる。
今般、内規4.（4）イただし書きにおける停電点検の延伸のための条件として「信頼性が高いこと」と及び「4.（4）④ロの各号と同等と認められる点検」について、その要件を明確化することによって、より一層の運用の明確化を図ることとする。
なお、本件は満足すべき要件とこれを満たすと認められる技術的内容を具体的に示したものであり、下記具体例に限定されるものではなく、当該要件に照らして十分な保安水準の確保が可能な技術的根拠があれば、当該要件に適合するものと判断するものである。

I. 「信頼性が高い機器」の要件

（1）設備を構成する個々の機械器具において、設計上、製作上又は施工上支障があるものではないこと。
（例）リコール制度による届出や保安上の注意喚起等の対象となっていないこと。

（2）保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。

（例）電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号。以下「告示」という。）第4条第7号イ～ホまでの設備条件のすべてに適合すること。

告示第4条第7号
イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

（3）設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。
（例）腐食性ガスや可燃性ガス等の滞留する場所に設置されているものではないこと。
・高温多湿による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。
・塩害による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。

（4）使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで（3年後まで）の間における設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。

（例）前回の停電年次点検において、内規で定める点検が実施されており、その結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。
・前回の停電年次点検以降で実施した無停電での年次点検及び直近までの月次点検の結果（修理等を行った場合にはその結果も含む。）が支障ないものであること。
・製造者等が推奨する取替更新時期内であるもの又は保安に関する適正な余寿命評価（次の停電年次点検までの期間（3年後までの期間）を行ったものであること。

（5）保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。

（例）年次点検（停電及び無停電）の実施方法が、保安規程又は保安規程の下部規程等に定められていること。

II. 「4. (4) ㊸㊹の各号と同等と認められる点検」の要件

以下(イ)から(ホ)の各号で確認すべき事項に関して、当該事項を満足している蓋然性が高いと認められる方法によるものであること。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

・絶縁監視装置による監視結果又は漏れ電流計による測定結果が良好であること。また、外観点検の結果(必要に応じた超音波式部分放電探査やサーモグラフィ等による過熱部位の有無の確認を含む。)が良好であること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。

・簡易的測定方法による測定値に余裕をもって推測する方法。
・過去より直近までの測定値の評価及び接地設備に係る外観点検(必要に応じて端子間の導通状況の確認)をもって推測する方法。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

・前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。
・前回の停電時に実施した遮断器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果及び過熱部位の有無等の確認結果に係る測定値等の評価結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。
・前回の停電時に実施した保護継電器から遮断器までの設備(関連設備を含む)の外観点検(必要に応じて端子間の導通状況の確認)の結果が良好であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

・模擬信号等による起動及び停止と発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であることの確認。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

○平成十五年経済産業省告示第百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）

	(平成十五年七月一日)
	(経済産業省告示第百四十九号)
改正	平成一七年一月一日
	同 一八年一月二六日
	同 二〇年一月一日
	同 二三年一月四日
	同 二四年一月七日
	同 二五年一月二八日
	(同二六年三月一日)
	同 二六年三月一日
	同 二六年五月三〇日
	同 二七年五月一日
	同 二八年三月二二日

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ、ハ及びニ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示を次のように定め、平成十六年一月一日から施行する。

なお、昭和六十三年通商産業省告示第百九十一号（電気事業法施行規則第五十二条第二項の委託契約の相手方の要件等）は、平成十五年十二月三十一日限り、廃止する。

(要件)

第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 三年
- 二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 四年
- 三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 五年
- 四 第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 一年

2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。

- 一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの
- 二 受電設備がキュービクル式であるもの
- 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせて用いる形式

(PF・S形)のもの

(平二六経産告一・二五・一部改正)

(機械器具)

第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあっては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 一 絶縁抵抗計
- 二 電流計
- 三 電圧計
- 四 低圧検電器
- 五 高圧検電器
- 六 接地抵抗計
- 七 騒音計
- 八 振動計
- 九 回転計
- 十 継電器試験装置
- 十一 絶縁耐力試験装置

2 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうちダム水路管理技術者及びダム水路保安法人に関するものは次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第五号から第七号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

一	巻尺	設備容量が七百五十キロボルトアンペア以上千キロボルトアンペア未満	一・四
二	すきまゲージ	設備容量が千キロボルトアンペア以上千三百キロボルトアンペア未満	一・六
三	ハンマー	設備容量が千三百キロボルトアンペア以上千六百五十キロボルトアンペア未満	一・八
四	漏水計量器	設備容量が千六百五十キロボルトアンペア以上二千キロボルトアンペア未満	二・〇
五	膜厚計	設備容量が二千キロボルトアンペア以上二千七百キロボルトアンペア未満	二・二
六	超音波厚さ計	設備容量が二千七百キロボルトアンペア以上四千キロボルトアンペア未満	二・四
七	振動計	設備容量が四千キロボルトアンペア以上六千キロボルトアンペア未満	二・六
	(算定方法等)	設備容量が六千キロボルトアンペア以上八千八百キロボルトアンペア未満	二・八
		設備容量が八千八百キロボルトアンペア以上上	三・〇
		配電線路を管理する事業場	〇・一

2 次の表の上欄に掲げる事業場の換算係数は、前項の表当該事業場の項の規定にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。

一	一次第二号の二本文の発電所及び同条第九号の需要設備 (小規模高压需要設備を除く。)	〇・四五
二	次条第二号の二ただし書の発電所及び太陽電池発電所(第三号から第八号までに掲げるものを除く。)	〇・二五
三	太陽電池発電所であって、次条第四号の二イ又は同条第四号の三イの設備を有するもの	〇・三二
四	太陽電池発電所であって、次条第四号の二ロ又は同条第四号の三ロの設備を有するもの	〇・三一
五	太陽電池発電所であって、次条第四号の二ハの設備を有するもの	〇・三三
六	太陽電池発電所であって、次条第四号の三ハの設備を有するもの	〇・三二

一 巻尺
二 すきまゲージ
三 ハンマー
四 漏水計量器
五 膜厚計
六 超音波厚さ計
七 振動計
(算定方法等)

第三条 規則第五十二条の二第一号二及び第二号二の算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場(委託契約の相手方が法人の場合には、保安業務担当者が担当する事業場)に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値(以下この項において「換算値」という。)を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備(非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高压需要設備」という。)については、当該合計した値から十以上の事業場に係る換算値を控除するものとする。

事業場	換算係数
発電所	〇・三
出力百キロワット未満	〇・四
出力百キロワット以上三百キロワット未満	〇・六
出力三百キロワット以上六百キロワット未満	〇・八
出力六百キロワット以上千キロワット未満	一・〇
出力千キロワット以上千五百キロワット未満	一・二
出力千五百キロワット以上二千キロワット未満	一・三
必要設備	〇・四(小規模高压需要設備にあつては〇・二)
低圧	〇・六
高压	〇・八
設備容量が六十四キロボルトアンペア未満	一・〇
設備容量が六十四キロボルトアンペア以上百五十キロボルトアンペア未満	一・二
設備容量が百五十キロボルトアンペア以上三百五十キロボルトアンペア未満	一・四
設備容量が三百五十キロボルトアンペア以上五百五十キロボルトアンペア未満	一・六
設備容量が五百五十キロボルトアンペア以上七百五十キロボルトアンペア未満	一・八

るもの	
七 太陽電池発電所であって、次条第四号の二の設備を有するもの	〇・三六
八 太陽電池発電所であって、次条第四号の三の設備を有するもの	〇・三三
九 次条第七号及び第八号の必要設備（小規模高圧必要設備を除く。）	〇・六

3 規則第五十二条の二第一号及び第二号ハの別に告示する値は三十三とする。
 （平一八経産告三六二・平二五経産告一六四（平二六経産告六四）・一部改正）
 （点検頻度）

第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発電所（小出力発電設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあっては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中においては毎週一回以上
- 二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所（次号に掲げるものを除く。）にあっては毎月一回以上

二の二 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備であって、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精進する者との契約により保守が実施されるものについては三月一回以上。ただし、ガスタービンを原動力とする火力発電所であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、六月一回以上

イ 当該火力発電所を構成する火力設備の全てが平成二十七年経済産業省告示第九十号第四条各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの

三 燃料電池発電所については毎月一回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあっては毎週一回以上

四 太陽電池発電所については六月一回以上

四の二 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあっては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- イ 保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であって、第六号本文又は第九号の必要設備に準ずるもの 四月一回以上
- ロ 受変電設備であって、第六号ただし書の必要設備に準ずるもの 六月一回以上

ハ 受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 三月一回以上

ニ 受変電設備（イからホまでに掲げるものを除く。） 二月一回以上

四の三 太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるときに限る。）の当該設備にあっては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 受変電設備であって、第六号本文又は第九号の必要設備に準ずるもの 五月一回以上

ロ 同上

ロ 受変電設備であって、第六号ただし書の必要設備に準ずるもの 六月一回以上

ハ 受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの 四月一回以上

ニ 受変電設備（イからホまでに掲げるものを除く。） 三月一回以上

五 風力発電所については毎月一回以上

六 小規模高圧必要設備にあっては三月一回以上。ただし、規則第九十六条第一号ロに規定する登録点検業務受託法人が点検業務を受託している小規模高圧必要設備にあっては六月一回以上

七 次のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い必要設備であって設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の必要設備にあっては隔月一回以上

イ 構外にわたる高圧電線路がないもの

ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ハ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

八 前号のイからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い設備であって、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有する必要設備又は非常用照明設備、消防設備、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してある必要設備にあっては隔月一回以上

九 第七号に適合する必要設備であって、次のイからハまでの全ての設備条件に適合す

るものあっては三月に一回以上

- イ 受電設備がキュービクル式であるもの（屋内に設置するものに限る。）
- ロ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの
- ハ 引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの
- 十 第六号から前号までに該当する需要設備以外の需要設備にあっては毎月一回以上
- 十一 設置、改造等の工事期間中の需要設備にあっては第六号から前号までの規定にかかわらず毎週一回以上
- 十二 配電線路を管理する事業場にあつては六月に一回以上
- 十三 水力発電所の水力設備については毎月一回以上
（平一七経産告二八三・平一八経産告三六二・平二〇経産告二一三・平二三経産告三九・平二四経産告一〇一・平二五経産告一六四（平二六経産告六四）・平二七経産告一〇九・一部改正）

改正文（平成二〇年一〇月一日経済産業省告示第二二二号）抄

平成二十年十一月一日から施行する。

改正文（平成二三年三月一四日経済産業省告示第三九号）抄

平成二十三年三月十四日から施行する。

改正文（平成二四年四月一七日日経済産業省告示第一〇一号）抄

平成二十四年四月十七日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日経済産業省告示第一六四号）

この告示は公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平二六経産告六四・旧第一条・一部改正）

附 則（平成二六年三月三一日経済産業省告示第六四号）

この告示は公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日経済産業省告示第一二五号）

この告示は、公布の日から施行する。

改正文（平成二七年五月一五日経済産業省告示第一〇九号）抄

公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二二日経済産業省告示第五八号）

この告示は公布の日から施行する。

履歴

制定・改訂日 施行日	改訂 項目	改訂内容
2015年4月2日	—	新規制定
2015年10月19日		一部改正（項目の追加等）
2017年8月24日		一部改正（項目の追加）

電気主任技術者制度に関するQ&A

平成29年8月

経済産業省産業保安グループ電力安全課

本制度に関しまして、ご不明な点等がある場合には、事業場を管轄する産業保安監督部等に事前にご相談下さい。

【各産業保安監督部の連絡先・ウェブページはこちらから】

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kanto_kubu.html

目次

1. 選任	3
1.1 「従業員」の考え方について	3
1.2 外部選任について	3
1.3 みなし設置者について	4
2. 統括行為（風力、太陽電池及び水力発電所に限る）	6
2.1 異なる設置者の保有する複数設備に対する統括行為について	6
2.2 資本関係（親子、兄弟関係）による統括行為について	6
2.3 外部選任（内規1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者による統括行為について	6
3. 外部委託	7
3.1 実務経緯	7
3.2 機械器具	7
3.3 保安管理業務を遂行するための体制	8
3.4 点検頻度	9
3.5 個人事業者の兼業等	10
3.6 電気保安法人のマネジメントシステム	11
3.7 電気保安法人の保安業務担当者等の明確化について	14
3.8 委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等について	15
3.9 過疎地域等の家用電気工作物に対する措置	16
3.10 高圧一括受電するマンションの住居部分の点検	17
3.11 外部選任（内規1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者からの外部委託について	17
3.12 その他	19
4. 兼任	21
4.1 設置者の関係性について	21
4.2 「敷地」の考え方について	21
4.3 みなし設置者による兼任について	22
4.4 その他	22
関連資料	24
（資料1）主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）	24
4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延申に係る要件の明確化について	24

1. 選任

1.1 「従業員」の考え方について

該当箇所：内規1.（1）

- Q. 自社で電気主任技術者を選任する場合において、内規1.（1）でいう「従業員」とは、正社員でなければならぬでしょうか？
- A. 自社で電気主任技術者を選任しようとする場合は、以下の両方の条件を満たせば、定年退職後に再雇用された嘱託社員等、いわゆる正社員でなくとも差し支えありません。
- ・自社で直接雇用している者であって、電気事業法施行規則第52条第1項に定める主任技術者の選任場所に常時勤務する者。
 - ・例えば勤務時間外の事故発生といった場合においても対応が可能である等、当該事業場の保安監督業務に専念することができる者。
 - ・有期の労働契約を締結する労働者については、正社員と同一の勤務実態にあり、かつ、内規の規定を満たせる者。

Q. 「常時勤務」の定義は何でしょうか？

A. 週40時間（週5日・1日8時間勤務）を目安とします。

1.2 外部選任について

該当箇所：内規1.（1）①②

Q. 1.（1）①及び②の形態に名前はありますか？

A. 「外部選任」と呼びます。内規1.（1）①のイからハに掲げる事項（保安上の意見を尊重する旨の契約を締結する等）がすべて契約書等に約されている場合を条件に、電気主任技術者を自社の従業員以外（派遣労働者等）から選任する制度です。なお、みなし設置者の役員若しくは従業員が、維持・管理の主体であって、技術基準の適合義務を果たすために、常時勤務した状況で、外部選任することは可能ですが、みなし設置者の役員若しくは従業員が、常時勤務しない状況で、外部選任することはできません。電気保安法人や電気管理技術者に保安管理業務を委託する「外部委託」と言葉が似ていますが、別制度です。

1.3 みなし設置者について

該当箇所：内規 1. (2)

- Q. みなし設置者とは何でしょうか？みなし設置者ができる手続きには何がありますか？
- A. 外部選任により、本来の設置者から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者のうち維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者については、設置者とみなし設置者の選任及び保安規程に係る届出・申請を行うことができます。この設置者とみなされた者を「みなし設置者」といいます。そのため、それ以外の手続きは本来の設置者が行うこととなります。

なお、(本来の)設置者とは、電気工作物の維持・管理を行い得る主体(電気事業法に関する全ての権限、義務、責任を果たす主体)のことをいい、必ずしも所有者と一致するとは限りません。よって、占有者等が(本来の)設置者になり得ます。占有者が「設置者」にあたるのか「みなし設置者」にあたるのかは、行使できる権限の範囲を確認し、判断に困る場合には相談して下さい。

- Q. 「維持・管理の主体であって、当該電気工作物について法第39条第1項の職務を果たすことが明らかな場合」とは、具体的にどのような要件なのでしょうか？
- A. 本来の設置者とみなし設置者の間で契約においてみなし設置者が電気工作物を技術基準に適合させるために必要な措置をとる権限を与えられていることを指します。

- Q. みなし設置者から、更に外部選任(内規 1. (1) ①及び②に定める者)を行うことは可能ですでしょうか？
- A. 可能です。

- Q. みなし設置者から委託を受けている者は、みなし設置者になることができるのでしょうか？
- A. (みなし設置者の再委託は可能でしょうか？)

- A. 維持・管理の主体であることがみなし設置者の条件であるため、みなし設置者の再委託はできません。

- Q. みなし設置者が主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類を作成する際、本来の設置者名を記載する必要があるのでしょうか？

- A. 主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類の「事業場の名称及び所在地」の欄に本来の設置者名を記載して下さい。(下記記載例を参考にして下さい。)

<みなし設置者が届出を行う場合の記載例>

主任技術者選任又は解任届出書

平成 年 月 日

殿

住所 ◆ 県 ◆ 市 ◆ 町 ◆ 番地
 氏名 ◆ 株式会社 ◆
 代表取締役 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆
 (みなし設置者) ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

みなし設置者であることが分かるように、“(みなし設置者)”と記載して下さい。

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第45条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	△△株式会社 △ビル △県△市△町△番地
氏名及び生年月日	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
住所	〇県〇市〇町〇番地
主任技術者免状の種類及び番号	第〇種電気主任技術者免状 第〇〇〇〇号

本来設置者の情報(設置者名及び事業場名、所在地)を記載して下さい。

- Q. みなし設置者は、保安規程届出(保安規程変更届出)を行うことはできるのでしょうか？
- A. みなし設置者は、自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者であるため、技術基準適合を維持するための方策を定めた保安規程に係る届出をみなし設置者が行うことも可能です。
- Q. みなし設置者が変更になった場合は、どのような手続きが必要になるのでしょうか？
- A. 自家用電気工作物の保安の組織が変わるため、保安規程変更届出を行う必要があります。また、保安管理業務を外部委託している場合は、改めて、保安管理業務外部委託承認申請を行う必要があります。なお、外部委託制度を用いない場合(電気主任技術者を雇用し選任する等)にあっては、主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請を行う必要があります。

2. 統括行為（風力、太陽電池及び水力発電所に限る）

3. 外部委託

2.1 異なる設置者の保有する複数設備に対する統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 統括行為を行いたい複数設備の設置者が異なる場合、委託契約等を締結すれば統括行為は認められますか？

A. 認められません。統括行為は、原則として同一の設置者が一つの保安組織において複数の発電所等の保安管理を一体的に統括する場合に適用するものです。

2.2 資本関係（親子、兄弟関係）による統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 統括行為を行いたい複数設備について、設置者が異なるがその設置者間に資本関係等がある場合、統括行為は行えますか？

A. 保安管理上支障がない体制が構築できるとするような場合にあっては、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。

（例）統括事業所が被統括事業場の親会社であり、資本関係に加えて保安体制等に係る覚書の締結等を結んでいる場合。等

2.3 外部選任（内規1.（1）①及び②に定める者）、みなし設置者による統括行為について

該当箇所：内規3.①

Q. 同一設置者の複数設備を統括行為によって管理したい場合、外部選任（1.（1）に定める者）、あるいはみなし設置者から電気主任技術者を選任し、行う統括行為は認められますか？

A. 原則として認められません。ただし、1.（1）②に定める者あるいはみなし設置者であって、本来設置者との間に資本関係があり、前述した2.2のような場合には、個別にその内容を審査して妥当性を判断することになります。

3.1 実務経験

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第1条

Q. 事業用電気工作物の実務経験のみとし、一般用電気工作物の経験は認めないのでしょうか？

A. 外部委託制度は事業用電気工作物の保安管理を行うものであるため、認められません。

3.2 機械器具

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第2条

Q. 告示第2条の絶縁抵抗計は低圧用・高圧用の区分が無いが、どちらか片方でも大丈夫でしょうか？また、電流計、電圧計については、それぞれの機能を内蔵したマルチメーター1台でも大丈夫でしょうか？

A. 保安管理業務を行う事業場の状況に応じて、低圧用、高圧用の必要性について判断して下さい。例として、低圧の事業場のみを受託している場合には低圧用の絶縁抵抗計を備えていれば足りませんが、高圧の事業場を受託している場合には、両方備えておく必要があると考えます。また、当該マルチメーターの場合は、一般的に該当機器を保有していると考えます。

Q. 告示第2条の機械器具は、備えるべき機械器具の種類のみの記載であり、台数については特別規定がありません。例えば、電気保安法人の一拠点において、複数の保安業務従事者（又は保安業務担当者）がいる場合、備えるべき台数はそれぞれの機械器具を1台ずつ備えておけば良いでしょうか？

A. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.（2）において、「保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、・・・厳格に審査することとする。」と規定されていますので、条件に適合するためには保安管理業務の確実な遂行に支障が生じないために必要な台数の機械器具を備え付ける必要があります。

基本的には、人数分備え付けることにより支障が生じないことを担保するものとなりますが、従事者が常に2人1組で点検する場合等、必ずしも従事者数と同じだけの機械器具が必要とならない場合もあります。電気保安法人の体制や受託事業場を考慮して個別に判断することになります。

3.3 保安管理業務を遂行するための体制

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号二

Q. 規則に「保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるが、たとえば工事会社が業務を行う場合の体制は「部」あるいは「課」等で工事担当部署と分ける必要はありますか？

A. 一般的に、保安管理部署と他の部署との責任関係を明確化するため、分離独立した組織とすることが望ましいと考えます。

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号ホ

Q. 保安業務従事者若しくは、保安業務担当者自身の責任で承認取り消しとなった場合、その保安業務従事者を2年間保安管理業務に従事させていけないければ、法人としては契約が可能でしょうか？

A. 当該取り消し事由について、明らかに法人の責めに帰すことができないう場合には、法人としての契約は可能です。

該当箇所：電気事業法施行規則第52条の2第2号ヘ

Q. 「責めに任ずべき者」とは、具体的に誰を想定しているのでしょうか？

<例> 電気保安法人、保安業務従事者、保安業務担当者？

A. 法人ではなく、保安業務従事者（保安業務担当者を含む。）を指します。

該当箇所：電気事業法施行規則第53条第5項

Q. 施行規則で法人についての罰則がうたがってあると解職（2年間の営業停止）していますが、間違いないでしょうか？

A. 法令違反に対し厳正に対処するため、規則第52条の2第2号ホに取消しの日日から2年を経過しない者であることを定めています。

該当箇所：内規4.（3）

Q. 一つの事業場を複数の保安業務担当者で点検することは可能でしょうか？また、一つの事業場を複数の保安業務従事者で点検することは可能でしょうか？

A. 契約内容によっては、複数の保安業務担当者が存在することは考えられます。また、それぞれの担当者から指示を受けた従事者が存在することも考えられます。

3.4 点検頻度

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第4条

Q. 一つの発電所に複数の発電設備が設置されている場合、設備毎に点検頻度を設定することが可能でしょうか？

<例> 1号発電設備100kW（内燃力、パッケージ型、保守契約有り） 3ヶ月に1回点検

2号発電設備200kW（ガスタービン、パッケージ型、保守契約無し） 毎月1回点検

A. 可能です。その場合、契約書や保安規程などに設備毎の点検頻度を明記する必要があります。

また、換算係数については、以下のとおり算定します。

（太陽電池発電所については、別途換算係数を算定します。）

0. $6 \times 100 / 300 \times 0.4 + 0.6 \times 200 / 300 = 0.49$

<1号発電設備>

<2号発電設備>

Q. 低圧受電の需要設備は、同一構内に設置される発電所の点検頻度にかかわらず、隔月1回以上の頻度で点検を行わなければならないのでしょうか？

A. そのとおりです。

例えば、出力50kWで余剰買取制度に基づく（受変電設備は需要設備と共用）太陽電池発電所が設置される場合、当該発電所はパネル、パワコン部分のみであるため毎年2回以上、需要設備は隔月1回以上の点検頻度となります。また、換算係数については、以下のとおり計算します。

0. $3 \times 0.6 + 0.3 \times 0.25 = 0.255$

<低圧受電の需要設備> <余剰買取制度に基づく太陽電池発電所>

Q. 告示第4条第8号に該当する需要設備において、設置者の要望により点検を1ヶ月周期で行う場合の換算係数の取り扱いはどうなりますか？

A. 設備規模に応じた換算係数に0.6を乗じた数値となります。本件は、あくまでも設備内容に応じた換算係数が使用できるという考え方であり、換算係数を減じるために絶縁監視装置等を取り付けることを推奨するものではありません。

該当箇所：平成15年経済産業省告示第249号第4条第2号の2

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」とは、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものだけが対象となるのでしょうか？

A. 原則として、当該設備の制御盤も含めて一つの筐体に収められているものが対象となりますが、当該設備を複数台設置することにより、別途、筐体外に共通の制御盤等を設置するものも対象と考えます。

なお、燃料設備のように内燃機関やガスタービンとは別のものとして取り扱う場合であっても、一の筐体に収められていない場合でも、当該告示の要件に該当すると判断します。一方、冷却装置のように内燃機関やガスタービンに附属するものが一の筐体に収められていない場合には、当該告示の要件には該当しないと判断します。

Q. 「内燃機関又はガスタービン、発電機及び制御装置が一の筐体に収められている設備」という部分について、建物内のある一室を当該関連設備のためのみに使用しており、当該一室内に必要な全ての設備が備わっている場合、当該一室をもって一つの筐体とみなすことは可能でしょうか。

A. 当該告示中、「一の筐体に収められている」とはいわゆるパッケージ型の設備に限ったものであり、建物内の一室といった区画された場所にオープン型の設備を設置するものまでを含むものではありません。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の保守契約でなくメーカー保証でも認められるのでしょうか。

A. メーカー保証の中で、定期的な消耗品等の交換、機器の点検など保守が行われるのであれば、「契約により保守が実施されるもの」と認められます。その場合、保証書が保守契約書の代わりとなります。

なお、故障時のみ対応するような内容の保証の場合には、当該告示の要件には該当しないと判断し、認められません。

Q. 「契約により保守が実施されるもの」とは、設備の設置者とメーカー等保守を行う者が直接契約を締結しなければならぬのでしょうか。

A. 必ずしも直接契約でなくても認められます。例えば、設備の設置者が契約しているビルメンテナンส์会社からの再委託であって、メーカー等が保守を実施しているような場合も認められます。

3.5 個人事業者の兼業等

該当箇所：内規 4. (1)

Q. 兼業は基本的に認められないと考えて良いでしょうか？その証明は自己申告だけでOKでしょうか？

A. 兼業により時間的、身体的な制約を受け保安上の問題が生じるおそれがあるため、承認に当たっては、慎重を期すこととします。なお証明は、申請の際に兼業、兼職に関する自己証明書を添付していただきます。

Q. 電気管理技術者が、自宅の横にある土地を利用して F I T 法に基づく太陽電池発電所の設置・売電事業を行うことは可能でしょうか？

A. 電気管理技術者自身が設置者となり、F I T 法に基づく太陽電池発電所の運用を行うことは、既存の外部委託受託事業場の保安管理業務の遂行に支障が生じないもの（人事院規則に準ずる範囲）であれば、認められます。

Q. 上記の場合であって電気主任技術者の選任が必要な際、どのように扱うべきでしょうか？電気管理技術者自らが設置者となり、自社選任をしても良いのでしょうか？

A. 外部委託制度とは、電気主任技術者の選任がかなわないうちに用いる制度であって、電気主任技術者の自社選任とはそれぞれ独立したものです。設置した太陽電池発電所の保安管理業務について、当該管理技術者が外部委託受託者としての活動をしながら、自らを選任することは認められません。また、「外部委託制度」の主旨から、自らに外部委託を行うことも認められません。

3.6 電気保安法人のマネジメントシステム

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 第 2 号二

該当箇所：第 5 2 条の 2 第 2 号二

Q. 法人のマネジメントシステムは、社内規程等に規定さえされれば、規則第 5 2 条

の 2 号二の規定を満たしているのでしょうか？

A. 規則第 5 2 条の 2 第 2 号二に規定する保安管理業務を遂行するための体制が、審査により明らかに機能しないことが判明し、実態上も実質的に機能していないのであれば、満たしているとは言えません。

該当箇所：内規 4. (2)

Q. 法人は、既存の法人でも保安管理業務部門が独立していればどのような法人でも良いのでしょうか？

A. 法令に基づき設立された法人であれば特に業種による制限はありません。

Q. 協同組合組織もここでいう法人となりますか？また、法人であると認められる場合、組合員が保安業務従事者となりますか？

A. 法令に基づき設立された法人である協同組合（協同組合は中小企業等協同組合法に基づき設立されています）は法人として扱うこととなります。その場合、法人の構成員であって組合員の場合には当該組合に雇用されていないため保安業務従事者とは認められません。

Q. 法人は契約書等で法人名以外の名称を使用する事は、認められますか？

A. 法人名以外の名称（法人格を有しない任意の団体名）は認められません。

Q. 有限責任事業組合はここでいう法人となりますか？

A. 法人格がないため、法人として扱うことはできません。

Q. 合同会社もここでいう法人となりますか？また、法人であると認められる場合、社員が保安業務従事者となりますか？

A. 法令に基づき設立された法人である合同会社は法人として扱うこととなります。その場合、法人の業務を執行する社員（個人に限ります。）は、保安業務従事者になることが可能です。

Q. 法人のマネジメントシステムの単位は、1 法人につき 1 マネジメントシステムでしょうか？地域、組織ごとに分割可能でしょうか？

A. 保安管理業務に係るマネジメントについて、保安管理業務の統制を本部で一括して行っているのか、支部毎に任されているかなどで、法人毎にマネジメントシステムの単位は変わることもあり得るため、一律 1 法人 1 マネジメントシステムとする必要は必ずしもありません。

該当箇所：内規 4. (2)①

Q. 保安管理業務を行う従業員は、正社員で無くてはなりませんか？雇用形態は？（保険等の関係もあり、パートとかではダメなのか？）確認方法は？

A. 法人の従業員であることが担保された雇用形態が必要であり、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ（委託契約期間を満たさない期間の短期契約社員を保安業務担当者とする等）がないことが必要です。なお、確認のため、雇用証明書を添付していただきます。

該当箇所：内規 4. (2)②

Q. 法人の保安管理業務について、レビューを行う間隔は法人任せで良いでしょうか？「適切な改善を図る」とは、どれだけ改善すれば適切でしょうか？

A. レビューを行うことを社内規定等に明確かつ具体的に規定することが必要であり、レビューを行う間隔やその内容は、法人が自主的に定めるべきものです。

該当箇所：内規 4. (2)③

Q. 保安管理業務以外の職務とは？点検以外に竣工検査とか年次点検作業及びそれを補助する作業も保安管理業務の中に含まれるのでしょうか？これらの作業に従事する者にも保安業務従事者としての要件が要求されるのでしょうか？

A. 事業用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督が保安管理業務となりますので、それ以外が保安管理業務以外となります。一般的に竣工検査や年次点検作業は、保安規程で定められているため、保安管理業務に含まれます。また、これらの作業を行うに当たって、保安業務従事者の指示の下に補助作業を行う者には、保安業務従事者としての要件は課されません。

Q. 電気工作物の保安に関する職務とは？

A. 電気工作物の検査、事故防止のための工事（点検・試験の結果、至急修理・改修が必要なもの）や事故・災害時の応急処置として行う工事などが電気工作物の保安に関する職務となります。

Q. 「保安業務担当者は保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼任しないこと」とありますが、担当を持たない保安業務従事者は、他の職務を兼任しても良いのでしょうか？

A. 兼職規制の対象は、あくまでも事業場を担当する保安業務担当者となります。

該当箇所：内規 4. (2)④口

Q. ある事業場において、保安業務担当者が審査基準（2）④の要件を満たした上で 1 名の保安業務従事者に点検を命じたとき、その保安業務従事者は自らも点検しながら他の者に点検作業を手伝ってもらうことは可能でしょうか？

A. 可能です。

Q. 上記の場合、手伝う者ほどのような要件を要しますか？

A. 特に要件はありませんが、保安業務従事者の監督の下、作業を行う必要があります。

該当箇所：内規 4. (2)④ハ

Q. 保安業務担当者の指揮命令下に、6 名の保安業務従事者がおり、常に 2 名体制で点検することとなっている場合、各保安業務従事者には何点分まで点検を行わせることが可能でしょうか？

① 5. 5 (33/6=5. 5)

② 6. 6 (ペアで 1 人として 33/3=11. 小さい方をとって 6. 6)

A. 保安業務担当者の指揮命令下にある者はあくまでも 6 名であることから、①となります。

Q. 保安業務担当者の指揮命令下にある保安業務従事者の換算係数を算定する際、小規模高圧需要設備を換算係数から除くことが可能でしょうか？

A. 告示第 3 条に準じて、保安業務従事者ごとに小規模高圧需要設備を 10 件まで換算係数から除くことが可能です。

3.10 高圧一括受電するマンションの住居部分の点検

該当箇所：内規 4. (9)

- Q. 「マンション」とは、どういうものを指しますか？
- A. 本内規におけるマンションは、人の住居の用に供する部分が二以上存在する建物をいいます。
- Q. 「住居」とは何でしょうか？
- A. 人が起居飲食のために日常的に使用する場所をいいます。その住居の所有権、賃借権別は問いません。
- Q. 高圧一括受電するマンション内に存在する「コンビニ等の店舗」にも本規定が適用されますか？
- A. 適用されません。内規のとおり、「住居部分」に限定されており、「住居部分」には不特定多数の者が出入りすること、一般家庭用の電気機器と異なる業務用の電気機器類（冷蔵・冷凍ショーケース等）が設置されていること等に鑑み、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法での点検実施では、一定の保安レベルの確保が困難であるためです。
- なお、本規定は当該マンションの住居部分の点検方法について整理したものであって、本規定を適用したとしても、当該マンションの住居部分が自家用電気工作物であることは変わりありません。

- Q. 住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施することに変更した場合、何らかの法的な手続きは必要でしょうか？
- A. 高圧受電のマンションについては、住居部分を含めて一体の自家用電気工作物であるため、住居部分に関して、一般用電気工作物の定期調査と同様の方法で点検を実施する旨、保安規程に定め、当該変更届を提出することが必要です。
- Q. 同一マンション内にあるエネファームの合計出力が50kW以上になると、各エネファームは法令上「発電所」と位置付けられるため、燃料電池発電所の点検頻度を毎月1回以上と定めている告示と、4年に1回以上で足りるとする内規との間に不整合が生じてしまうのではないのでしょうか？
- A. 電氣的に接続された一構内における出力が50kW以上になる発電設備は、個々が小出力発電設備に該当するものであっても発電所とみなされます。一方で、エネファームは、マンションの共用部にまとめて設置する形態ではなく各住居毎に分散設置されるものであること、更に、内規 4. (9) 内の「②当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。」の条件をもって各エネファーム間の影響を考慮する必要があることを踏まえて、エネファームがある各住居部分の需要設備（屋内配線や負荷設備）の点検量に比べるとエネファームとして追加される点検量が小さいものであることから、告示における点検頻度及び換算係数には反映させないこととしたものです。

3.11 外部選任（内規 1. (1) ①及び②に定める者）、みなし設置者からの外部委託につ

いて

該当箇所：内規 4. (5) ③イ

- Q. ただし書きに定める「信頼性が高い」「同等と認められる点検」とは、どのようなことでしょうか？
- A. 本誌の最後に添付する関連資料（資料 1）「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成 25 年 9 月 27 日付け 20130920 商局第 1 号 4. (4) ③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について）」を参考に、設備状態を勘案して総合的に判断することになります。
- Q. 停電による年次点検の頻度を 3 年に 1 回として承認を得られれば、それ以降は点検の結果に関わらず、点検周期はそのまま継続できるのでしょいか？
- A. 承認は基本的に継続されますが、点検の結果、3 年に 1 回の停電による年次点検が不相当と判断された場合には、当然に全ての年次点検を停電による点検にしてください。

3.9 過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置

該当箇所：内規 4. (8)

- Q. 過疎地域等の自家用電気工作物に対して、審査を行う場合の配慮基準はどのようなものでしょうか？
- A. 過疎地域等の場合、設置場所から 2 時間以内に到達出来る電気管理技術者等が存在しない場合が考えられるため、そのような点を配慮する必要があると考えられます。
- Q. 離島など過疎地域の自家用電気工作物の保安管理業務を受託した場合、点検頻度を緩和すること又は可能でしょうか？
- A. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規） 4. (8) 「過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置」は、当該内規における審査基準のみを緩和するものであり、施行規則や告示に定める要件には適用できないものとして取扱います。よって、離島等の過疎地域であっても告示で定める点検頻度を緩和することはできません。

該当箇所：内規 1.(2)なお書き

- Q. 外部選任（内規 1.(1)①及び②に定める者）からの外部委託（電気保安法人又は個人の管理技術者）は可能でしょうか？
- A. 不可能です。
- Q. みなし設置者からの外部委託（電気保安法人又は個人の管理技術者）は可能でしょうか？
- A. 可能です。

3.12 その他

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 3 条第 1 項

- Q. 電気事業法施行規則第 5 3 条第 1 項第 3 号において、前条（第 5 2 条の 2）の要件に該当することを証する書類の内、第 5 2 条の 2 第 1 号へ及び同条第 2 号ホ、ヘについて証する書類とは、具体的に何でしょうか？また、その証明者は誰がなることができますか？
- A. 要件に該当する旨の宣誓を行うこととなります。証明者は、個人であれば本人であり、法人であれば法人の代表者になります。

該当箇所：電気事業法施行規則第 5 3 条第 2 項

- Q. 設置者と電気保安法人との契約継続中に、保安業務担当者が変更した場合、承認条件に変更が生じるので、承認申請書を再度提出することによって条件を確認し、承認し直すこととなりますか？
- A. 契約内容にもよりますが、当該変更があった場合に再契約となる場合は、再申請が必要となります。なお、再契約とならない場合は、再申請は必要ありませんが、変更後の保安業務担当者の要件等について報告していただくこととなります。
- Q. 規則第 5 3 条第 2 項第 3 号に「委託契約は保安管理業務を委託するのみを内容とする契約であること」とありますが、ビルメンテナンス等の総合保安管理業務（電気・空調・給排水衛生設備）の契約書でも大丈夫でしょうか？
- A. 保安業務レベルの低下を来すことのないよう、他の業務と一体となった契約ではなく、保安管理業務を委託するのみの独立の契約として公正さ、適正さを確保することが必要です。

該当箇所：内規 4.

- Q. 個人の管理技術者が法人を設立した場合、今まで個人で承認を受けていた分と法人設立後に法人として承認を受けた分を併任して良いでしょうか？
- A. 個人と法人のどちらか一方になります。一般的に個人が法人に移った場合は、法人として再申請することとなります。
- Q. 現在の管理技術者が、現在の契約先の需要家を抱えて法人に移ったとき、個々の契約を法人が一括して引き継ぐことは可能でしょうか？
- A. 設置者が法人と委託契約を締結する必要があるため、再申請の必要があります。
- Q. 個人の事業者が、法人を設立して営業活動のみを法人として行い、保安管理業務の参入に関しては個人のままで行いたいと考えているが良いでしょうか？
- A. 保安管理業務の契約の一環として営業活動を行っていることとなるため、法人として参入していただきます。
- Q. 平成 21・04・15 原院第 1 号をもって改正（※）された内規はいつから適用されるのでしょうか？契約締結日を基準として適用されるのか、それとも申請日を基準として適用されるのでしょうか？

※この改正は、外部委託承認の要件の一つである、規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任が委託契約に定められていること」の解釈として① 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施すること、② 設置者等が、委託契約に記載された電気管理技術者等が保安管理業務を行っていることを確認すること、③ 電気管理技術者等が行う月次点検の内容、④ 電気管理技術者等が年次点検を行うこと及びその内容、⑤ 電気管理技術者等が行う工事期間中の点検の内容、⑥ 電気管理技術者等が、事故・故障発生時に臨時点検、再発防止策の指示等を行うこと、等が外部委託契約書から確認できることを規定し、その後の外部委託承認申請について適用したものの。

A. 改正された内規は11月1日に申請されたものから適用されます。そのため、契約締結日が11月1日以前であっても、申請が11月1日以降となれば、改正された内規が適用されることとなります。

Q. 既に外部委託の承認を得ている事業場においても、平成21・04・15原院第1号をもって改正（※前問同様）された内規の内容を契約書等に反映させなければなりませんか？

A. 既契約の事業場においては、その承認は有効であり、変更する必要はありませんが、改正された内規の内容に沿った保安管理業務の実施が望まれます。

4. 兼任

4.1 設置者の関係性について

該当箇所：内規5.(1)②口、(2)口及び(3)①口

Q. 「親会社又は子会社」と判断する基準は何でしょうか？

A. 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）第二条第三号に規定する会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）第三条に基づき判断します。
⇒（親会社の例）議決権総数の50%超を有している会社等

該当箇所：内規5.(1)②ハ

Q. 「同一の親会社の子会社」と判断する基準は何でしょうか？

A. 前述する「親会社又は子会社」の定義に従い、親会社が同一である子会社同士（いわゆる兄弟会社）であることです。

該当箇所：内規5.(1)②、(2)①及び(3)①

Q. 親会社と孫会社間の兼任について認められますか？

A. 親会社間に比べ、資本関係のうすい親孫会社間においては、保安上の指揮命令系統が不明確になることが懸念され、保安確保の観点から、兼任は認めておりません。

4.2 「敷地」の考え方について

該当箇所：内規5.(1)②二

Q. 「敷地」とはどの範囲を指すのでしょうか？また、「同一敷地内にある」とはどのような状態を示しているのでしょうか？

A. 一般には、電気工作物や電気工作物を保有する建築物を建設するために使用する土地のことを指します。

ここでいう「同一敷地内にある」とは、敷地内にある一方の電気工作物で発生した事故（代表例としては、屋根に設置した太陽電池発電設備の火災事故や破損事故）がもう一方の設備の保安に密接に影響するといえる場合を示します。

したがって、同一敷地内であっても互いの設備に影響を受けにくい程度に離れている場合は、両方の設備に対して同等レベルの確保が困難となるため、本規定は適用されません。

4.3 みなし設置者による兼任について

該当箇所：内規 1.(2)なお書き

- Q. 本来設置者が異なる事業場において、みなし設置者が同一（又は親子・兄弟関係）の場合、兼任は可能でしょうか？
- A. 本来設置者が異なる場合、従事時間や優先順位などの面においてそれぞれ設置者間で齟齬が生じ、電気主任技術者の保安の確保のための行動が制限されるおそれが生じるなど保安に係る責任の所在が不明確になりやすいため、みなし設置者が同一であっても兼任はできません。

4.4 その他

該当箇所：内規 5.(1)なお書き

- Q. 兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合であって、兼任が承認された事例を教えてください。
- A. 過去に認めた事例を紹介します。なお、下記事例はあくまで判断の目安であり、案件毎に保安組織の体制、管理方法、設備等総合的かつ事業者毎の個別事情を勘案する必要がありますので、事前に事業場を管轄する地域の産業保安監督部宛てご相談下さい。

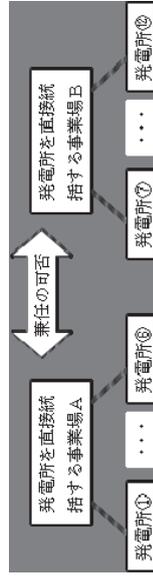
①ポンプ場で兼任させる数が6となった例

- ・全ての事業場が、農事用の負荷であり、半年稼働（残りの期間は休止）している。
- ・うち、1つの事業場が予備発電設備（30kVA）を有する低圧自家用である。
- ・中央管理所において、兼任している事業場を遠隔で常時監視し、異常の際には直ちに対応する態勢にある。
- ・周辺に人（常勤者含む）がおらず、事故が発生した際の影響が低い。

②1の敷地内で兼任させる数が6となった例

- ・全ての事業所が、同一敷地内（同一地番かつ同一の出入管理区域）に設置されている。
- ・全ての事業所の保安組織は一元化されている。
- ・全ての事業所において、1箇所あたりの最大電力が2,000キロワット未満である。

- Q. 「兼任させようとする事業場若しくは設備」とありますが、下記の図のように内規 3. に定める統括行為を用いて複数の発電所を直接統括する事業場を1事業場として複数兼任することはできますか？



- A. 発電所等を直接統括する事業場を含んだ兼任は認められません。兼任と統括行為はそれぞれ独立したものであり、併用できません。

該当箇所：内規 5.(1)②二

- Q. 太陽電池発電設備等と需要設備の間の設置形態に何らかの制限はありますか？
- A. いわゆる屋根貸し、土地貸し等、設置形態は問いません。しかし、一方で発生した事故がもう一方の設備の保安に密接に影響する形態であることが必要です。

- Q. 箇所数、設備容量の上限は見直されますか？

- A. 本特例を適用する場合でも、他の兼任要件は引き続き適用されます。

関連資料

(資料 1)

主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) (平成 25 年 9 月 27 日付 20130920 商局)

第 1 号) 4. (4) ㊸括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について

平成 25 年 9 月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

現在、電気事業法施行規則 (平成 7 年 10 月 18 日通商産業省令第 77 号) 第 52 条第 2 項の規定により、一定規模の自家用電気工作物について一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣 (又は所轄の産業保安監督部長) の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができる (外部委託承認制度)。その承認要件のひとつとして、年次点検に係る要件を次のとおり規定している。

主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) (平成 25 年 9 月 27 日付 20130920 商局第 1 号)

4. (4) ㊸年次点検を、月次点検に係る要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1 年に 1 回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記㊸ロの各号と同等と認められる点検が 1 年に 1 回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を 3 年に 1 回以上とすることができる。)

ロ 次の (イ) から (ホ) までに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第 17 条で規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の運動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数 (回転数) が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

ここで、年次点検については原則として 1 年に 1 回、停電により設備を停止状態にして行う点検 (以下「停電点検」という。) の実施を定めているが、内規 4. (4) イただし書に規定する機器については、停電点検を 3 年に 1 回以上の頻度で実施することができる。

今般、内規 4. (4) イただし書きにおける停電点検の延伸のための条件として「信頼性が高いこと」及び「4. (4) ㊸ロの各号と同等と認められる点検」について、その要件を明確化することによって、より一層の運用の明確化を図ることとする。

なお、本件は満足すべき要件とこれを満たすと認められる技術的内容を具体的に示したものであり、下記具体例に限定されるものではなく、当該要件に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該要件に適合するものと判断するものである。

I. 「信頼性が高い機器」の要件

(1) 設備を構成する個々の機械器具において、設計上、製作上又は施工上支障があるものではないこと。
(例) リコール制度による届出や保安上の注意喚起等の対象となっていないこと。

(2) 保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。

(例) 電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 号ロの要件、第 1 号ハ及び第 2 号ロの機械器具並びに第 1 号ニ及び第 2 号ハの算定方法等並びに第 53 条第 2 項第 5 号の頻度に関する告示 (平成 15 年経済産業省告示第 249 号。以下「告示」という。) 第 4 条第 7 号イ～ホまでの設備条件のすべてに適合するものであること。

告示第 4 条第 7 号

イ 構外にわたる高圧電線路がないもの
ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
ハ 高圧負荷開閉器 (キュービクル内) に設置するものを除く。) に可燃性絶縁油を使用していないもの
ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作変成器以外の変成器がないもの

(3) 設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。
(例) ・腐食性ガスや可燃性ガス等の滞留する場所に設置されているものではないこと。
・高温多湿による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。
・塩害による保安機能の支障が生じる環境に設置されているものではないこと。

(4) 使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで (3 年後まで) の間にける設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。

(例) ・前回の停電年次点検において、内規で定める点検が実施されており、その結果 (修理等を行った場合) にはその結果も含む。) が支障ないものであること。
・前回の停電年次点検以降で実施した無停電での年次点検及び直近までの月次点検の結果 (修理等を行った場合) にはその結果も含む。) が支障ないものであること。
・製造者等が推奨する取替更新時期内であるもの又は保安に関する適正な余寿命評価 (次の停電年次点検までの期間 (3 年後までの期間) を行ったものであること。

(5) 保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。

(例) 年次点検 (停電及び無停電) の実施方法が、保安規程又は保安規程の下部規程等に定められていること。

II. 「4. (4) ㊸ロの各号と同等と認められる点検」の要件

以下 (イ) から (ホ) の各号で確認すべき事項に関して、当該事項を満足している蓋然性が高い

と認められる方法によるものであること。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

・絶縁監視装置による監視結果又は漏れ電流計による測定結果が良好であること。また外観点検の結果（必要に応じた超音波部分放電検査やサーモグラフィ等による過熱部位の有無の確認を含む。）が良好であること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること。

・簡易的測定方法による測定値に余裕をもって推測する方法。
・過去より直近までの測定値の評価及び接地設備に係る外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）をもって推測する方法。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

・前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。
・前回の停電時に実施した遮断器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果及び過熱部位の有無等の確認結果に係る測定値等の評価結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。
・前回の停電時に実施した保護継電器から遮断器までの設備（関連設備を含む）の外観点検（必要に応じて端子間の導通状況の確認）の結果が良好であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電周波数（回転数）が正常であること。

・模擬信号等による起動及び停止と発電電圧及び発電周波数（回転数）が正常であること
の確認。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

経済産業省

制定 20160531商局第1号
平成28年6月17日

移動用電気工作物の取扱いについて

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）における移動用電気工作物に係る運用、解釈等は以下のとおりとする。

記

1. 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体（以下「発電設備」という。）であつて、貨物自動車等に設置されるもの（電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第1条に掲げるものを除く。）又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。ただし、非自航船用電気設備を除く。
- (2) 「非自航船用電気設備」とは、非自航船に設置される発電設備又は必要設備をいう。
- (3) 「移動用変電設備」とは、変電の用に供される電気設備の総合体であつて、貨物自動車等で移設して使用することを目的とする変電設備をいう。ただし、移動用予備変圧器を除く。
- (4) 「移動用予備変圧器」とは、二以上の発電所、変電所又は必要設備に移設して使用することを目的とする予備変圧器をいう。
- (5) 「移動用電気工作物」とは、移動用発電設備、非自航船用電気設備、移動用変電設備及び移動用予備変圧器をいう。

2. 移動用電気工作物の取扱い

- (1) 次の各号に掲げる設備については、当該各号に定める設備として取り扱うこととする。
 - ① 移動用発電設備であつて、発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は必要設備の非常用予備発電設備として使用するもの；発電所、変電所、開閉所、電力用保安通信設備又は必要設備に属する非常用予備発電装置
 - ② 移動用発電設備であつて①以外のもの；発電所

- ③ 非自航船用電気設備については、次のとおりとする。

- イ 発電設備のみを有するもの；発電所
- ロ 発電設備及び必要設備を有するもの；発電所及び必要設備
- ハ イ及びロ以外のもの；必要設備
- ④ 移動用変電設備；変電所
- ⑤ 移動用予備変圧器；発電所、変電所又は必要設備に属する変圧器

- (2) 移動用電気工作物に係る法第42条の規定に基づく保安規程の届出並びに法第43条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 法第42条の規定に基づく保安規程の届出
法第42条の規定に基づく保安規程の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、当該移動用電気工作物の工事、維持及び運用（修理、改造、保管、点検、整備、使用、据付等）の方法並びに移動する区域について保安規程を作成し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）に提出するものとする。なお、当該保安規程で定める移動する区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出を行うものとする。
- ② 法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請
法第43条及び規則第52条の規定に基づく主任技術者選任の届出及び申請は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、使用する場所又はこれを直接統括する事業場に主任技術者を選任（規則第52条第2項の承認にあつては、同項の委託契約を締結）し、当該移動用電気工作物を使用する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、当該使用する場所が二以上の産業保安監督部の管轄区域にある場合は、経済産業大臣に届出及び申請を行うものとする。
- (3) 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請、法第48条の規定に基づく工事計画の届出、法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請及び法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第51条の使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、工事計画の認可の申請及び届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。
 - ② 移動用電気工作物に係る法第47条の規定に基づく工事計画の認可の申請及び法第48条の規定に基づく工事計画の届出は、移動用電気工作物の設置又は変更の工事をしようとするときに提出し、既に工事計画の認可を受けた又は届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けられた移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の工事計画の認可の申請又は届出を要しないものとする（ただし、その移動の位置が工事計画の認可の申請又は届出の際に添付した発電所の位置に記載する移動する区域内である場合に限る。）。
 - ③ 移動用電気工作物に係る法第51条の規定に基づく使用前安全管理審査の申請は、当

該電気工作物の設備の規模に応じて、法第51条第3項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は使用前自主検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

④ 規則様式第52の2の使用前安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び使用前自主検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに使用前自主検査を実施する場所を記載する。

⑤ 移動用電気工作物に係る法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物を設置して使用する者が、法第51条の2の使用前自己確認を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。なお、使用前自己確認結果の届出に添付する発電所の位置には、移動する区域を記載すること。

⑥ 移動用電気工作物に係る法第51条の2の規定に基づく使用前自己確認結果の届出は、移動用電気工作物の使用の開始前にその結果を提出し、既に使用前自己確認結果の届出を行った当該移動用電気工作物を移動して使用する場合（他者から借り受けた移動用電気工作物を設置する場合を除く。）は、再度の使用前自己確認結果の届出の際に要しないものとする（ただし、その移動の位置が、使用前自己確認結果の届出の際に添付した発電所の移動する区域内である場合に限る。）。

(4) 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請の運用に当たっては、次のとおり取り扱うこととする。

① 移動用電気工作物に係る法第55条第4項の規定に基づく定期安全管理審査の申請は、当該電気工作物の設備の規模に応じて、法第55条第4項の登録を受けている登録安全管理審査機関又は定期事業者検査を実施する場所を管轄する産業保安監督部長に提出するものとする。

② 規則第94条の2第2項の規定に基づく定期事業者検査の時期の変更の承認において同項に規定する「特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場を管轄する産業保安監督部長とする。

③ 規則様式第62の定期安全管理審査申請書の「審査を受けようとする組織の名称及び定期事業者検査の場所」の欄には、当該移動用電気工作物の管理を行う事業場の名称及び位置並びに定期事業者検査を実施する場所を記載する。

(5) 電気関係報告規則において移動用電気工作物の「設置の場所を管轄する産業保安監督部長」とは、当該移動用電気工作物の使用の場所を管轄する産業保安監督部長とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年6月17日から施行する。
- 2 「移動用電気工作物の取扱いについて」（平成17年6月1日付け平成17・05・20原院第1号）は廃止する。

経 済 産 業 省

20161005商局第1号
平成28年10月25日
改正 20170406商局第2号
平成29年4月28日

ポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号。以下「原子力報告規則」という。）の規定に基づき、電気工作物及び原子力発電工作物（以下「電気工作物等」という。）であってポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油を使用するもの（以下「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等」という。）の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理を行うため、標準実施要領を下記のとおり定める。

なお、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を現に設置している又は予備として有している者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を廃止するよう努めなければならない。

記

I. 定期報告（報告規則第2条関係）

1. 柱上変圧器の使用状況調査年報の報告対象
使用状況調査年報を要する場合は、前年度末に、試料1kgにつき0.5mg（重量比0.00005%）を超えるポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油を使用する柱上変圧器を使用している場合である。したがって、前年度末に、ポリ塩化ビ

フェニル含有する絶縁油を使用する柱上変圧器をすべて廃止している場合にあつては、本報告を要しない。

使用状況調査年報の作成にあつては、報告規則様式第10のポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の台数及び容量の項目には、前年度末に使用している柱上変圧器の台数及び合計容量（kVA）を記載すること。

II. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に関する届出（報告規則第4条の2及び原子力報告規則第4条の2関係）

1. 届出対象となる電気工作物等の種類

報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物又は原子力報告規則第1条第2項第8号に規定するポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に該当する可能性がある電気工作物等については、平成28年経済産業省告示第237号（以下「告示」という。）第1条及び平成28年経済産業省・原子力規制委員会告示第1号（以下「原子力告示」という。）第1条において、それぞれ共通の12種類のものが示されており、それぞれの電気工作物等の種類は、次の各号に規定するものをいう。

なお、ブッシングについては、別の電気工作物等と一体となって構成されることから、当該ブッシングにポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油が使用されている場合は、当該別の電気工作物等もポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油が使用されているものとして取り扱う。

- 一 変圧器（報告規則第1条第2項第12号に規定するポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の場合、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）

主要変圧器、所内変圧器、試験用変圧器、始動用変圧器、電気炉用変圧器、整流器用変圧器、接地変圧器、移動用変圧器等の変圧器及び自家用電気工作物を設置する者の柱上変圧器を対象とする。また、配電線路に施設される地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器も対象とする。

二 電力用コンデンサ

進相用コンデンサ、調相用コンデンサ、直列コンデンサ、高調波フィルタ設備用コンデンサ、電力線搬送用結合コンデンサ等を対象とする。

なお、サージアブゾーパーのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、本号の電力用コンデンサーに該当する。

三 計器用変成器

測定可能な電圧・電流に変成するためのもの、変電所等で使用される

計器用変圧器及び計器用変流器並びに電力計量用の変成器を対象とする。

四 リアクトル

進相電流を補償するための分路リアクトル、短絡時の電流を制限するための限流リアクトル、中性点と大地間に接続され地絡事故時における地絡電流を制限するための中性点リアクトル等を対象とする。

なお、高調波フィルタ設備のようにリアクトル、コンデンサー及び抵抗から構成されるものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

五 放電コイル

コンデンサー開放時の残留電荷を速やかに放電するためのもので、コンデンサーと並列して線間に接続するコイルを指す。

なお、構造上、コンデンサーと一体となったものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

六 電圧調整器

電源電圧の変動や負荷電流の変化による電圧変動を補償するためのもので、負荷時タップ切換器、誘導電圧調整器等を対象とする。

なお、変圧器と一体で構成されるものについては、第一号の変圧器に該当する。

七 整流器

交流を直流に変換する装置を指す。

八 開閉器

通常時において、電路を開閉する装置（次号の遮断器を除く。）を指す。

九 遮断器

通常時や、地絡事故及び短絡事故の異常時において、電路を開閉する装置を指す。

十 中性点抵抗器

中性点と大地間に接続され、地絡事故時における地絡電流を制限するための中性点接地抵抗器を指す。

十一 避雷器

雷及び開閉サージによる機器損傷を防止するため、放電による過電圧を制限し、続流を短時間うちに遮断して、元の電圧に復旧する機能をもつ装置を指す。

なお、サージアブゾーバのようにコンデンサーと避雷器から構成されるものについては、第二号の電力用コンデンサーに該当する。

十二 OFケーブル

導体上に絶縁紙を巻き、金属シースを施した上にビニルなどの防食層を

設けた構造のケーブルを指し、これに類似したPOFケーブル等も本号に該当する。

なお、上記ケーブルの絶縁油を充填加圧するための附属装置も本号に該当する。

2. ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物等の区分

本要領では、ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物であって、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物以外のものを、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物という。また、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物であって、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物以外のものを、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物という。それぞれの電氣工作物等の定義は、次に示すとおりとする。

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物等」という。）

報告規則第1条第2項第13号に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物とは、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき5,000mgを超える電氣工作物をいい、上記1.に掲げるいずれかの電氣工作物であって、別表に掲げる種類ごと、製造者名ごとに示される表示記号等と一致したもの又は製造者等の情報に基づきこれに相当するものをいう。

原子力報告規則第1条第2項第9号に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物とは、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき5,000mgを超える原子力発電工作物をいい、上記1.に掲げるいずれかの原子力発電工作物であって、別表に掲げる種類ごと、製造者名ごとに示される表示記号等と一致したもの又は製造者等の情報に基づきこれに相当するものをいう。

(2) 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物及び低濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物（以下「低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物等」という。）

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物等とは、上記1.に掲げるいずれかの電氣工作物等のうち、上記(1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電氣工作物等に該当するもの以外のものであって、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mgを超える電氣工作物等をいい、ポリ塩化ビフェニルの濃度測定の結果や製造者等の情報に基づき

これに該当することが判明したものをいう。

3. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置して有している又は予備として有していることが新たに判明した場合の設置等届出

設置等届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している者（以下「設置者等」という。）は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置している又は予備として有している場所（以下「設置場所等」という。）を管轄する産業保安監督部長等（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部長及び那覇産業保安監督事務所長並びに原子力発電所に属するものである場合の原子力規制委員会及び経済産業大臣を含む。以下同じ。）に届け出ること。設置等届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の2又は原子力報告規則様式第3の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を記載すること。

なお、O F ケーブルにあつては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

二 種類の欄には、以下の電気工作物等の種類に対応する番号を記載すること。

- (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器
- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) O F ケーブル
- (13) 柱上変圧器

三 製造者名の欄には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名を、その他参考となるべき事項の欄に記載すること。

- (1) 株式会社愛知電機工作所
- (2) 富士電機製造株式会社
- (3) 株式会社日立製作所
- (4) 北陸電機製造株式会社
- (5) 株式会社明電舎
- (6) 三菱電機株式会社
- (7) 日新電機株式会社
- (8) 大阪変圧器株式会社
- (9) 株式会社高岳製作所
- (10) 東光電気株式会社
- (11) 中国電機製造株式会社
- (12) マルコン電子株式会社
- (13) 二井電器株式会社
- (14) 東京電器株式会社
- (15) 松下電器産業株式会社
- (16) 日本コデン工業株式会社
- (17) 株式会社関西二井製作所
- (18) 株式会社指月電機製作所
- (19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
- (20) 古河電気工業株式会社
- (21) 東京芝浦電気株式会社
- (22) 日立コデンサ株式会社
- (23) 株式会社西島電機製作所
- (24) その他

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

五 告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあっては、報告規則様式第13の6の別紙を、原子力告示第2条の期限の属する年度の4月1日以後に届出を行う場合にあっては、原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、告示第2条又は原子力告示第2条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合には、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65

号。以下「PCB特措法」という。) 第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。

六 当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り受けた場合にあっては、その他参考となるべき事項の欄に、譲り受けた旨を記載するとともに、譲り渡した者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記載すること。

4. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の届出事項に変更があった場合の変更届出

変更届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。

二 変更前及び変更後の欄には、報告規則様式第13の2又は原子力報告規則様式第1の記載事項に照らして、変更内容を記載すること。

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

四 廃止予定年月の延期の届出を行う場合にあつては、報告規則様式第13の6の別紙又は原子力報告規則様式第7の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合には、3. 第五号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。

なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物のうち、「微量PCB含有電気機器露電自然循環洗浄実施手順書」(平成27年3月31日経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室、同省商務流通保安グループ電力安全課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「露電洗浄手順書」という。) 1. (2) で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について露電自然循環洗浄法による洗浄処理(以下「露電洗浄」という。) を完了したものの届出については、下記9. を参照のこと。

5. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合の廃止届出

廃止届出を要する場合は、設置している又は予備として有しているポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合である。

廃止届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置者等は、遅滞なく当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、廃止内容の欄には、事故の概要及び事故後の処理を記載すること。ただし、下記6. の事故届出を行った、又は行う予定である場合には、その旨のみを記載すること。

三 廃止理由が「その他」の場合には、廃止内容の欄には、その概要を記載すること。

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。また、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を譲り渡した場合にあっては、譲り渡した旨を記載するとともに、譲り受けた者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所及び譲り受けた後の事業場の名称を記載すること。

なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物のうち、露電洗浄手順書1. (2) で定める対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部について露電洗浄を完了したものの届出については、下記9. を参照のこと。

6. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

事故届出を要する場合は、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合である。なお、「構内以外に排出された」とは、一般公衆が容易に触れることができるところに排出されたことを指し、さく、へい等により区切られた発電所、変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の構内や、取扱者以外の者が通常立ち入ることのできない屋内の電気室等に排出された場合はこれに該当しない。また、「地下に浸透した」とは、地表から地中に浸透した場合をいい、変電所における変圧器の防油堤内の漏洩や、地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工作物以外の他の工作物により絶縁油の更なる浸透を防ぎつつ

回収することが可能な場合はこれに該当しない。

事故届出書の提出にあたっては、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、事故の発生後可能な限り速やかに当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

事故届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の5又は原子力報告規則様式第6の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。
- 二 ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、別表に掲げたものに一致する高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当する場合にあつては「高濃度」と記載し、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等にあっては絶縁油で測定した濃度を記載すること。

7. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の管理状況届出

管理状況届出を要する場合は、前年度末に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を設置している又は予備として有している場合である。事業用電気工作物を設置する者（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者、自家用電気工作物を設置する者及び原子力発電工作物を設置する者を含む。以下同じ。）は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有しているかを把握するため、当該事業用電気工作物の保安監督に携わっている電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人に、当該事業用電気工作物の中に高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等に該当するものがあるか確認させることが必要である。確認の際には、毎年度、年次点検等において、上記1. のいずれかに該当する電気工作物等に表示された内容を目視で確認すること。ただし、これまでに行つた確認の記録等を確認することや、当該事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した結果を電気主任技術者が確認することでも差し支えない。なお、確認にあたっては、事業用電気工作物を設置する者は、電気主任技術者、電気管理技術者又は電気保安法人の指摘、指示等に従い、安全上の配慮を十分に行うとともに、やむを得ず、無停電点検にて現場確認を行わせることとなる場合には、感電の恐れがある充電部に決して近づかないよう細心の注意を払わせること。

管理状況届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、当該年度の6月30日までに当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。

管理状況届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、次の各号に従うこと。

- 一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。
 - 二 その他参考となるべき事項の欄については、事業場に関する事項の各欄について、前回届出時以後に変更した事項があった場合、変更事項ごとに、変更年月日及び変更内容がわかるように記載すること。
 - 三 別紙の電気工作物に関する事項の各欄については、当該年度の前年度末に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について記載すること。また、当該年度の4月1日から6月30日までの間に行う管理状況届出の提出日までに廃止したものについては、廃止年月日を廃止予定年月の欄に記載し、上記5. の廃止届出を行つたものについては、備考の欄に「廃止届出済」と記載すること。
 - 四 別紙の種類及び製造者名の欄については、上記3. 第二号及び第三号に準じて記載すること。
 - 五 別紙の廃止予定年月の欄については、現に設置している又は予備として有している高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が、期限内となるよう設定すること。また、廃止予定年月を、期限を超えた日に設定する場合には、3. 第5号後段に規定する「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。
8. 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月を変更した場合の管理状況変更届出
- 管理状況変更届出を要する場合は、直近に届け出た管理状況届出書又は管理状況変更届出書に記載した廃止予定年月を延期した場合であつて、延期した廃止予定年月が期限から一年を超えない期間である場合である。
- 管理状況変更届出書の提出にあたっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、変更後遅滞なく、かつ、直近の管理状況届出書を届け出た日の属する年度の末日までに、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。
- 管理状況変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式13の6又は原子力報告規則様式第7の備考のほか、上記7. の各号及び次の各号に従うこと。

- 一 報告規則様式第13の6について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電

気工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。

二 原子力報告規則様式第7について、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書」に、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況の変更を」に読み替えるものとする。

9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を課電洗浄した場合の届出

上記3. の設置等届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、対象機器及び洗浄可能部位の全部又は一部の課電洗浄を完了した場合は、課電洗浄手順書の図1-1に示された(A)、(B)又は(C)の工程に応じて、次のとおり廃止届出又は変更届出を行うこと。

(1) (A) の工程において廃止届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位（以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。）、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度が5mg/kgを超える部位（以下「濃度超過部位」という。）及び使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定していない部位（以下「未測定の部位」という。）がいずれもない場合には、継続使用の有無に関わらず、廃止届出を行うこと。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、課電洗浄手順書3.（1）に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合には、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口に、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止理由として、「PCB洗浄」を選択すること。

三 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

イ 電気工作物等としての継続使用の有無

ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

四 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(2) (B) の工程において変更届出を行う場合

低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、課電洗浄を実施後、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位又は未測定部位がある場合には、変更届出を行うこと。また、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつては、各部位について課電洗浄を完了することに、変更届出を行うこと。また、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定の部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、変更届出を行うこと。

変更届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。変更届出書には、課電洗浄手順書3.（1）に規定する課電自然循環洗浄実施報告書及び添付書類の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合には、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。その際、課電自然循環洗浄実施報告書の原本を届出窓口に提示すること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口に、写し1通に受理印を押印し、届け出た者に返却すること。

変更届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の3又は原子力報告規則様式第4の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地の欄については、上記3. 第一号に準じて記載すること。

二 変更後の欄には、次に掲げる事項を記載すること。その際、一部の洗浄可能部位の課電洗浄を完了し変更届出を行った後、さらに他の洗浄可能部位の課電洗浄を完了した場合にあつては、変更届出書の変更

前の欄に、前回の変更届出書において変更後の欄に記載したものを転記し、比較できるようにすること。ただし、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用を止め廃止するまでの間に、未測定部位において使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定した場合には、下記のイ及びロに係る記載を要せず、濃度を記載すること。

イ 「一部PCB洗浄」

ロ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ハ 課電洗浄が完了した洗浄可能部位（以下「洗浄済み部位、濃度超過部位及び未測定部位」という。）、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定部位の名称

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

(3) (C) の工程において廃止届出を行う場合

上記(2)の変更届出を行った低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等について、継続使用を止め廃止した場合には、廃止届出を行うこと。

廃止届出書の提出にあたっては、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置者等は、遅滞なく当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の設置場所等を管轄する産業保安監督部長等に届け出ること。廃止届出書には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の全部又は一部の洗浄可能部位の課電洗浄の完了後に提出したすべての変更届出書の写しを添付して、産業保安監督部長等宛ての正本1通及びその写し1通（ただし、原子力発電所に属するものである場合には、原子力規制委員会及び経済産業大臣宛ての正本1通及びその写し2通）を届け出ること。また、受理した産業保安監督部長等の届出窓口は、写し1通に受理印を押し、届け出た者に返却すること。

廃止届出書の作成にあたっては、報告規則様式第13の4又は原子力報告規則様式第5の備考のほか、次の各号に従うこと。

一 事業場の名称及び所在地、種類並びに製造者名の欄については、上記3. 第一号から第三号に準じて記載すること。

二 廃止内容の欄には、次に掲げる事項を記載すること。また、上記(2)に基づき提出した変更届出書の写しを添付すること。

イ 洗浄の方法及び結果については、課電洗浄手順書に従って課電自然循環洗浄実施報告書のとおり洗浄した旨

ロ 洗浄済みの洗浄可能部位、未洗浄の洗浄可能部位、濃度超過部位及び未測定部位の名称

ハ 上記(2)に基づき提出した変更届出書の届出日

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

10. ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の譲り渡し及び譲り受け並びに設置者の地位承継

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等を他の者に譲り渡した場合又は他の者から譲り受けた場合、前者は廃止届出を、後者は設置等届出を要する。

また、電気事業法第55条の2第1項の規定により、事業用電気工作物を設置する者として地位を承継し、同条第2項の規定に基づく届出を行った場合は、設置等届出及び変更届出は要しない。

11. 関係機関への情報提供

各産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所並びに原子力発電所に属するもの）にあつては経済産業省。以下同じ。）、関係機関（環境省並びに都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条で定める市（以下「都道府県等」という。））から報告規則又は原子力報告規則に係る情報の提供を求められた場合には、速やかに提供すること。

なお、当該求められた情報に個人情報が含まれる場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づき対応すること。

その際、届出を行う設置者に対して行個法第4条の利用目的の明示を行うため、各届出書の様式において、PCB特措法第21条第2項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、届出の内容については、環境省及び都道府県等へ情報提供することがある旨を記載すること。

また、各産業保安監督部等は、毎年度、届出のあったポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ

(別表)

種類	製造者名	表示記号等
変圧器	株式会社愛知電機工作所	・不燃性油変圧器、変圧器不燃性油、不燃油変圧器、冷却方式L N A N (1966年～1972年製に表記)
	富士電機製造株式会社	・富士不燃性合成絶縁油入、富士シクロール油入、不燃性油入、カネクロール油入
	株式会社日立製作所	・J (型式中、「J」が含まれるもの)
	北陸電機製造株式会社	・不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロール油入、富士シクロール油入、不燃性合成絶縁油入変圧器
	株式会社明電舎	・A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSA X、NIRSGAX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等)
	三菱電機株式会社	・不燃性油入
	日新電機株式会社	・不燃油入、A F 式
	大阪変圧器株式会社	・不燃油入、不燃油使用
	株式会社高岳製作所	・不燃性油入 ・U (型式中、「U」が含まれるもの、ただし「UM」の記載品は除く)
	東光電気株式会社	・不燃性油入
	東京芝浦電気株式会社	・不燃性絶縁油入 ・L (冷却方式が「L」で始まるもの) ・S (型式中、ハイフンの前の群が「S」で始

塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書又はポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置等届出書、ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況届出書若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物管理状況変更届出書のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の廃止予定年月が期限を超えているものが含まれている場合は、当該届出書及び期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類の写しを、該当する都道府県等に適時提供すること。

附 則

- この標準実施要領は、公布の日から施行する。
- 「ポリ塩化ビフェニル含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20120919 商局第17号)」は、平成28年10月25日限り、廃止する。

附 則 (20170406 商局第2号)

この標準実施要領は、公布の日から施行する。

		まるもの。ただし、S Iで始まるもの及び型式SH-5～20を除く。 ・S（型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTR-S1～S21、HCR-S1～S21を除く。） ・不燃性油入
	中国電機製造株式会社 株式会社西島電機製作所	・不燃性油入 ・不燃性油入
電力用コンデンサー	株式会社日立製作所	・TPB ・J（型式中、「J」が含まれるもの）
	日立コンデンサ株式会社 マルコン電子株式会社 二井蓄電器株式会社 東京電器株式会社	・DF CAPACITOR、DF式コンデンサ ・不燃性油入、NON-INFLAMMABLE LIQUID、シバノール入、DFコンデンサのうちいずれかの表示があって、型式が、C D～、D～、FCD～、FCD～、KDE～、KDE～、MCD～、NCD～、NHD～、NLD～、P FCD～、SA～、SD～、SDAB～、SDB～、SDR～、SP～、SRT-AINR、SRR～、SR～、SSD～、TCD～、～AD～、～AK～、～AST～、～AS～、～AT～、～A～、～ED～、～ED～、DF～、～EDS～、～FCD～、～SDS～、～SDF～、で示されるもの（ただし、～は英文字又は数字、-はハイフンを示す）
	松下電器産業株式会社 三菱電機株式会社	・AF式 ・不燃性油入 ・KAF、KAL、KAP、KBF、KBP、KEF、KEP、KGL、KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KUP、KTP
	日本コンデンサ	・DF式

	サ工業株式会社 株式会社関西二井製作所 日新電機株式会社 株式会社指月電機製作所	・AIB、HPP、SAD、SAT、SF、SFAI、SPF、TCB、TCS、TEB、TES、TPA、TPB、TPE、TPF、TPEI、TPFI ・AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩化ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含浸 ・不燃性油入、DF、DF式、LV-1、LOWVAC CAPACITOR、PL、PPA、SAK、THK ・型式が、AK、AL、BK、BL、CK、CL、DK、DL、FK、FL、HFT、HTG、KK、KL、KTD、KTM、KTQ、KT、KTU、P、RAK、RAS、RDF、RMO、RWO、RZO、SAK、SAS、SST、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、ZH、ZJで始まるもの（ただし、PF、PHF、POMP、PPK、PPMで始まるものは除く。）
	株式会社帝国コンデンサ製作所 東京芝浦電気株式会社 中国電機製造株式会社 古河電気工業株式会社 富士電機製造株式会社 株式会社日立	・不燃油、不燃性油、油入D式、不燃性絶縁油含式、不燃油絶縁式、塩化ビフェニール式、不燃性絶縁油式 ・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まるもの ・不燃性絶縁油入、シバノール、CD、PFC D ・S（型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの） ・不燃性油入 ・不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入 ・不燃性油入、富士シクロロール油入、富士不燃性合成絶縁油入、ポリ塩化ビフェニール使用 ・J（型式中、「J」が含まれるもの）
計器用変成器		

リアクトル	製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの) (CAPX、CNPAX、PAX、PAXE、等) ・ CF、CLF、CNF、CSF、FH、HS F、TA、THF ・ 不燃油入、AF式 ・ A (型式が「A」で始まるもの) ・ 1957年から1958年製造のもの (計器用変圧器または接地型計器用変圧器)、1958年から1959年製造のもの (計器用変流器) ・ 不燃性油入 ・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの) ・ 不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロール油入 ・ J (型式中、「J」が含まれるもの) ・ A (型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの (ただし、ハイフンが含まれないものもある。)) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、NIRGAX、NIRSA X、NIRSGAX、NITA、NITAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NORSAXY、NOTAX、等) ・ 不燃性油入 ・ 1968年から1970年製造のものであって、型式が、Z313655、Z313656、Z313657、Z313658、Z377819のもの
	株式会社明電舎	
	三菱電機株式会社	
	製作所	
	株式会社日立	
	富士電機製造株式会社	
	株式会社高岳製作所	
	三菱電機株式会社	
	日新電機株式会社	
	三菱電機株式会社	
株式会社明電舎		

放電コイル	製作所	<ul style="list-style-type: none"> ・ S、RD、SD ・ 不燃油入、AF式 ・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの) ・ 不燃性油入、AF式 ・ 不燃性油入 ・ 不燃油入、AF式 ・ 不燃性絶縁油入 ・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの) 以下の条件を全て満たすもの (製造年及び型式は、ブッシング本体の銘板で確認すること)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1966年から1972年製造のもの (一部1973年製造のものも含む) ・ 変圧器用若しくは壁貫通用のもの ・ コンサベーター及び油面計を付属していないもの ・ 型式が、MEHW、MEHW2、MEHWR、MEW、MEWY、MHW、MHWY、MKEH1、MKEH2、MKH、MWで始まるもの
	日本コデンサ工業株式会社	
	日新電機株式会社	
	東京芝浦電気株式会社	
	古河電気工業株式会社	
	株式会社西島電機製作所	
	日新電機株式会社	
	東京芝浦電気株式会社	
	東京芝浦電気株式会社	
	ブッシング (変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルと一体となつて構成され	

るもの)		
------	--	--